

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法（定額法）
- ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法

該当なし
該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ・建物並びに器具及び備品等 — 定額法
- ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による。
- ・ソフトウェア等の無形固定資産は、残存価額をゼロとする定額法

該当なし

該当なし

(3) 引当金の計上基準

- ・退職給付引当金
職員に対する退職金の支給に備えるため、法人の負担する県退職共済制度掛金累計額を退職給付引当金に計上する。
- ・徴収不能引当金
金銭債権のうち、徴収不能の恐れのあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。
- ・賞与引当金
職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を賞与引当金として計上する。

該当なし

該当なし

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び大分県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類（会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式）
- (2) 事業区分別内訳表（会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式）
当法人では、事業区分が社会福祉事業のみであるため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
- (4) 公益事業及び収益事業における拠点区分別内訳表（会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式）
当法人では、公益事業及び収益事業を実施していないため作成していない。
- (5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 本部拠点（社会福祉事業）
 - イ 明野台こども園拠点（社会福祉事業）
「明野台こども園」

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

（単位：円）

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	45,617,419	0	0	45,617,419
建物	201,920,850	0	9,190,112	192,730,738
合 計	247,538,269	0	9,190,112	238,348,157

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

該当なし

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	45,617,419	0	45,617,419
建物(基本財産)	239,200,558	46,469,820	192,730,738
構築物	34,560,528	8,579,842	25,980,686
車輛運搬具	5,813,170	5,011,082	802,088
器具及び備品	21,358,302	14,485,236	6,873,066
合 計	346,549,977	74,545,980	272,003,997

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。

(単位:円)

資産の種類	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,105,485	0	4,105,485
未収金	113,569	0	113,569
未収補助金	190,850	0	190,850
合 計	4,409,904	0	4,409,904

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

16. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲である前払費用	411,550	411,550
1年基準による振替額	49,500	0
合計(前払費用計上額)	461,050	411,550

(2) 積立資産及び積立金の振替について

大分市指導監査課の指摘により、「保育所繰越積立資産」及び「保育所施設・設備整備積立資産」並びに「保育所施設・設備整備積立金」についての名称の変更を以下の仕訳のとおり行った。

人件費積立資産／保育所繰越積立資産

施設・設備整備積立資産／保育所施設・設備整備積立資産

保育所施設・設備整備積立金／施設・設備整備積立金

なお、振替に際し、資金収支計算書及び事業活動計算書には反映させていない。

以 上

計算書類に対する注記（本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法(定額法)
 ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法
 該当なし
 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 ・建物並びに器具及び備品等 — 定額法
 該当なし
 ・リース資産
 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。
 該当なし
 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による。
 該当なし
 該当なし
 ・ソフトウェア等の無形固定資産は、残存価額をゼロとする定額法
- (3) 引当金の計上基準
 ・退職給付引当金
 職員に対する退職金の支給に備えるため、法人の負担する県退職共済制度掛金累計額を退職給付引当金に計上する。
 該当なし
 ・徴収不能引当金
 金銭債権のうち、徴収不能の恐れのあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。
 該当なし
 ・賞与引当金
 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を賞与引当金として計上する。
 該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

該当なし

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

- 当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。
- (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
 - (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (⑪))
 サービス区分がないため、省略している。
 - (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (⑩))
 サービス区分がないため、省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

以 上

計算書類に対する注記（明野台こども園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- ・満期保有目的の債券等 — 償却原価法(定額法) 該当なし
 - ・上記以外の有価証券で時価のあるもの — 決算日の市場価格に基づく時価法 該当なし
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・建物並びに器具及び備品等 — 定額法
 - ・リース資産
 - 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産 該当なし
 - 自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法による。
 - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 該当なし
 - リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法による。
 - ・ソフトウェア等の無形固定資産は、残存価額をゼロとする定額法
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
 - 職員に対する退職金の支給に備えるため、法人の負担する県退職共済制度掛金累計額を退職給付引当金に計上する。
 - ・徴収不能引当金
 - 金銭債権のうち、徴収不能の恐れのあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上する。 該当なし
 - ・賞与引当金
 - 職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当年度に帰属する額を賞与引当金として計上する。 該当なし

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

退職給付制度は、独立行政法人福祉医療機構の社会福祉施設職員等退職手当共済制度及び大分県社会福祉協議会の退職共済制度によっている。

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 明野台こども園拠点計算書類(会計基準省令第1号第4様式、第2号第4様式、第3号第4様式)
- (2) 拠点区分事業活動明細書(別紙3 (Ⅺ))
サービス区分が1つのため、省略している。
- (3) 拠点区分資金収支明細書(別紙3 (Ⅹ))
サービス区分が1つのため、省略している。

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	45,617,419	0	0	45,617,419
建物	201,920,850	0	9,190,112	192,730,738
合 計	247,538,269	0	9,190,112	238,348,157

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。
(単位:円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	45,617,419	0	45,617,419
建物(基本財産)	239,200,558	46,469,820	192,730,738
構築物	34,560,528	8,579,842	25,980,686
車輛運搬具	5,813,170	5,011,082	802,088
器具及び備品	21,358,302	14,485,236	6,873,066
合 計	346,549,977	74,545,980	272,003,997

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高は以下のとおりである。
(単位:円)

資産の種類	債権額	徴収不能引当金の当期末残高	債権の当期末残高
事業未収金	4,105,485	0	4,105,485
未収金	113,569	0	113,569
未収補助金	190,850	0	190,850
合 計	4,409,904	0	4,409,904

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

(1) 前払費用について、支払資金の範囲であるものと、1年基準により長期前払費用から振り替えられたものの内訳は以下のとおりである。

	当年度末	前年度末
支払資金の範囲である前払費用	411,550	411,550
1年基準による振替額	49,500	0
合計(前払費用計上額)	461,050	411,550

(2) 積立資産及び積立金の振替について

大分市指導監査課の指摘により、「保育所繰越積立資産」及び「保育所施設・設備整備積立資産」並びに「保育所施設・設備整備積立金」についての名称の変更を以下の仕訳のとおり行った。

人件費積立資産／保育所繰越積立資産

施設・設備整備積立資産／保育所施設・設備整備積立資産

保育所施設・設備整備積立金／施設・設備整備積立金

なお、振替に際し、資金収支計算書及び事業活動計算書には反映させていない。

以 上